京都地裁
大飯原発差止訴訟
第11回
原告団総会

◆電気は足りているのに、危険な
原発がほんとうに必要でしょうか。
◆核のゴミは、捨て場がありません。
◆いったん大事故がおこれば、
故郷と生活を永遠に失います。
福島第一原発事故で明らかです。

どなたでも参加できます！ 入場無料。

原発の再稼働を許さず
すべての原発を廃炉に！

日時：2023年６月10日（土）13：15～16：30

場所：ハートピア京都 ＆ Zoom配信

プログラム

・13：00　開　場
・13：15　開　会
・13：15 ～ 13：25　原告団世話人会からの挨拶
　▶**吉田 明生** 原告団事務局長
・13：25 ～ 13：35　弁護団からの挨拶
　▶**中島 晃** 弁護団長代行
・13：35 ～ 13：55　弁護団事務局から報告―裁判の経緯と今後の見通し
　▶**渡辺 輝人** 弁護団事務局長
・13：55 ～ 15：25　記念講演
　「原発震災」再発前夜の日本（仮題）
　▶**石橋 克彦** 先生
・15：25 ～ 15：45　休憩、講演についての質問受付
・15：45 ～ 16：00　質問への回答
・16：00 ～ 16：15　原告団事務局から報告、お知らせ、カンパのお願い他
　▶原告団事務局より
・16：15 ～ 16：30　会場からの意見、アピールなど
　世話人会からの報告の確認
・16：30　閉　会

【 1 】大飯原発差止訴訟［京都地裁］の三つの争点

［1］若狭湾には、将来もM7クラスの地震、基準地震動をこえる地震は来ないのでしょうか。

●ニッポンは地震国です。陸域ではどこでも M7 クラスの地殻内断層地震に見舞われることを覚悟しなければなりません。若狭湾でも近い将来に M7 クラスの地震が起きる可能性が十分考えられます。しかし現状では地震の直前予知はできません。若狭湾で M7 クラスの地震が起こった場合、大飯原発の揺れの強さが現行の基準地震動以内に収まる保証はありません。

●京都には福島から避難してきた人たちもたくさん住んでいます。その人たちに、若狭湾の原発群の事故で二度目の放射能汚染をさせるわけにはいきません、また、自分の子供や孫の世代に原発事故の放射能汚染の心配をさせることは決して許せません。

●危険な原発は、今すぐにすべて廃炉にしましょう。

---

［2］大飯原発の原子炉が置かれている地盤は、本当に堅固で硬く、地震に対して安全な岩盤なのでしょうか。

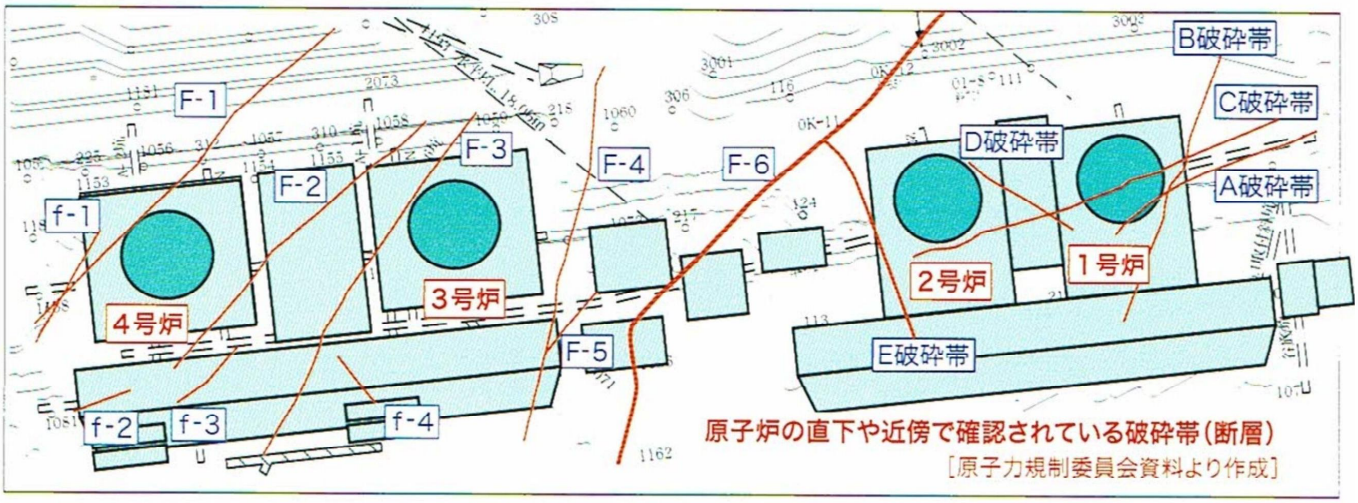

（大飯原発 1 号炉、2 号炉は廃炉）

●大飯原発の敷地には 15 本の断層破砕帯があります(前ページ赤線青字)。関電が行った地質調査や地盤調査の元資料を詳しく調べたところ、断層に沿って深部にまで地層が乱れ岩盤が脆弱であることが明らかになりました。このような地盤は地震時に異常震動を引き起こします。

●関電は規制委員会の審査会合において、調査結果の生データを判りやすい正確な形で提示することなく、堅固な岩盤であると誘導する曖昧な表現によって地盤の脆弱性を隠蔽し、自分勝手な都合のよい地盤構造モデルを捏造して審査をすり抜けました。

●捏造された地盤構造モデルでは基準地震動は過小に評価されます、大飯原発は地震に対して安全であるとは決して言えません。

---

[3] 大飯原発で事故が起こったとき、はたして避難できるのでしょうか。

●原発がいかに危険か、避難がいかに困難か、これまで、多くの原告が陳述してきました。

●これまで意見陳述をされた原告。(敬称略)

・京都大学名誉教授（前原告団長）の**竹本修三**、聖護院門跡・門主の**宮城泰年**、滋賀大学元学長（環境経済学）の**宮本憲一**、京都府立大学元学長（都市計画）の**広原盛明**の各氏。

・福島県やその近隣から避難してきた**福島敦子**、**萩原ゆきみ**、**菅野千景**、**宇野朗子**、**太田歩美**の皆さま。

・京都府北部の**三澤正之**、**阪本みさ子**、**齋藤信吾**、**栢下壽**、**吉田真理子**、**小西洋一**、**西川政治**、**石井琢悟**、**近江裕之**、**今井崇**、**吉田邦子**、**迫田薫**、**山本賢二**、**濱中博**、**添田光子**の皆さま。

・京都市の**林森一**、**池田豊**、**松本美津男**、**西郷南海子**、**市川章人**、**藤井悦子**、**吉永剛志**の皆さま。

・兵庫県南部地震との関係で兵庫県の**高瀬光代**、コロナ禍での避難について**井上ひろみ**（七野会）、福井県おおい町在住の**村上道子**の皆さま。

【 2 】原告団・世話人会からの報告

[1] 京都地裁における大飯原発差止訴訟 …これまでの経過

(1) 京都地裁における大飯原発差止訴訟は、すべての原発を止めるための第一歩です！

(2) 福島第一原発の過酷事故（2011 年 3 月 11 日～）のあと、国内の稼動原発はゼロの状態になっていました。ところが、福井県にある関西電力・大飯原発（3・4 号機）は、当時の民主党政権のもと 2012 年 7 月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は、大飯原発の運転差止と損害賠償を求め、2012 年 11 月 29 日、京都地裁に 1,107 名の原告で運転差止の裁判を起こしました。

・福島第一原発の事故後、現在までに 21 基の原発が廃炉になり、大飯原発 1、2 号機も廃炉になりました（2017 年 12 月）が、これは私たちの大きな勝利です。安全対策費の高騰により採算が合わなくなったことを理由としていますが、裁判での闘い、廃炉を求める市民運動の大きな成果です。

[2] 弁護団と原告団の体制

(1) 現在の弁護団、原告団の役員体制は以下の通りです。

・弁護団：団長……出口 治男 弁護士
　　団長代行……中島 晃 弁護士
　　事務局長……渡辺 輝人 弁護士

・原告団：団長……
　　事務局長……吉田 明生
　　事務局次長…

(2) 弁護団の全メンバーは、原告団 Web サイトに掲載しています。
→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=182

(3) 原告団・世話人会は、毎月1回

・最近では、4/15 に第 121 回、5/13 に第 122 回の世話人会を開いています。Zoom 併用。
・世話人は随時募集。傍聴希望も受け付け。
・なお、世話人会出席に往復旅費が 1 回 3000 円以上かかる場合は、申請により支給します。
・以下、現在の世話人会の構成です。

【原告団 世話人】

・以下、22 名。昨年 5 月の 25 名から減少。

浅井 寿子（中京区）	赤松 純平（神戸市）
市川 章人（伏見区）	榎田 基明（上京区）
岡本 瑞子（大津市）	奥森 祥陽（宇治市）
小野 英喜（左京区）	木原 和子（左京区）
小針 修子（北区）	斎藤 信吾（綾部市）
阪本 みさ子（舞鶴市）	佐々木 完之（左京区）
高階 喜代恵（伏見区）	舘 明子（京田辺市）
西川 生子（京田辺市）	西川 隆善（奈良市）
服部 庸（伏見区）	福島 敦子（木津川市）
森本 亮太郎（大垣市）	山田 耕作（宇治市）
山田 勝暉（左京区）	吉田 明生（伏見区）

【弁護団】

・弁護団からの参加は以下 6 名。

井関 佳法（京都南）	尾崎 彰俊（京都第一）
出口 治男（ 〃 ）	中島 晃（市民共同）
福山 和人（京都）	渡辺 輝人（京都第一）

---

[3] この一年で、４回の口頭弁論　（詳細は［ 原告団 Web サイト＞裁判＞裁判資料 ］に掲載）

(1) この一年の口頭弁論の概要

・大飯原発の危険性については、弁護団からの主張はほぼ終わりつつあります。
・原告の意見陳述としては、大飯原発に近い京都府北部の原告や、医療や介護関係原告が、避難の困難性について述べています。

(2) この一年の口頭弁論の内容

・**第34回口頭弁論**（2022 年 9 月 6 日）
…原告の意見陳述は、**濱中博**さん。京丹後市で障がい者の支援に関わる立場から、原発事故が起こった場合、障がいを持つ仲間・家族の避難やその後の避難生活について危惧されること、および困難や課題について述べました。

・**第35回口頭弁論**（2022 年 12 月 6 日）
…原告の意見陳述は、大飯原発の地元、おおい町名田庄（なたしょう）に在住の**村上道子**さん。原発事故が起こったときの避難の困難性、ヨウ素剤配布の問題などを具体的に主張しました。弁護団からは、被告関電準備書面（33）第 3 に対する反論（サイト特性に関して）、 被告関電準備書面（33）第 2 への反論（漫然と平均値で基準地震動を算出していること）、被告関電準備書面（31）への反論（関電が未だに安全神話の中にあり「周辺住民」の安全を重視するという姿勢が全くないこと）を主張しました。

・**第36回口頭弁論**（2023 年 3 月 2 日）
…原告の意見陳述は、舞鶴市の**添田光子**さん。原発事故が起こったときの避難の困難性、ヨウ素剤配布の問題などを具体的に主張しました。弁護団からは、過酷事故発生時の公務員の被ばく労働の問題について、主張しました。

・**第37回口頭弁論**（2023 年 6 月 1 日）
…裁判長の交代により弁論の更新を行いました。この新しい裁判長の下で判決を得る構えです。
・原告からは、福島からの避難者、福島敦子さん。
・弁護団から、5 人の弁護士が争点をまとめて主張しました。
①地震について：谷 文彰 弁護士
②大飯原発の地盤について：井関 佳法 弁護士
③避難計画の不備が差止理由になることについて：大島 麻子 弁護士
④避難計画の策定状況と不備について具体的に：大河原 壽貴 弁護士
⑤原告について避難の困難性、屋内退避、被ばくの問題など各論：岩橋 多恵 弁護士

(3) 今後の予定

・9/ 21（木）14：30 ～、第 38 回口頭弁論…模擬法廷＆報告集会の会場は、弁護士会館
・12/20（水）15：00 ～、第 39 回口頭弁論…模擬法廷＆報告集会の会場は、弁護士会館

[4] 原告団Webサイトの「市民運動の紹介」コーナー

→（1）市民の脱原発運動［おもに京都］
→（2）原発裁判の日程［おもに関西］
→（3）「京都原発裁判支援ネット」より
　　（原発賠償京都訴訟団＋京都脱原発原告団）
→（4）「原発の電気はいらない署名＠関西」より
→（5）「使い捨て時代を考える会」より
　　（脱原発委員会の活動、関電との定期的な話し合いの内容など）
→（6）「老朽原発うごかすな！実行委員会」より
　　（「老朽原発うごかすな！ニュース」、「リレーデモ ニュース」、その他チラシなど）
→（7）関西電力 闇歴史
　　（最新は No.96「関電の全原発で、火災防護対象ケーブルの対策がなされず！」
→（8）『はとぽっぽ通信』より
　　（若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する～河内（こうち）川ダム編）
　　（電気料金と原発稼働）

[5] 財政について

(1) 財政の基本

・弁護団と原告団の活動は、皆さまのカンパでまかなっています。
・財政は、弁護団と原告団の区別なく一つです。
・弁護団、原告団の活動は基本的に報酬のないボランティアですが、実費などは皆さまのカンパでまかなわれています。

(2) 会計の報告

2022年度収支報告 (2022.4.1～2023.3.31)

収入の部

項　目		金　額
前期繰越金		4,302,636
カンパ及び送料		2,461,457
総会講師からカンパ		50,000
雑収入(切手)		672
合計		6,814,765

支出の部

項　目		金　額
会場費		137,860
印刷費		132,740
通信費		346,500
振込料		2,278
交通費		27,290
データ処理ソフト		13,420
小為替		500
総会講師謝礼		50,000
事務消耗品	封筒,ラベルシール	65,460
	DVD	200
団体賛同金		6,000
カンパ	甲状腺ガン子ども支援ネット	50,000
	国連特別報告者訪日調査	10,000
繰越金		5,972,517
合計		6,814,765

特別会計

人権救済基金		800,000

【 3 】第11回 原告団総会のスローガン（案）［提 案］

大飯原発差止訴訟［京都地裁］第11回 原告団総会にあたり
参加者一同で確認しましょう！

～原発事故で故郷を失うような事態、子どもたちを放射能にさらすような事態を二度と招かないために～
～若狭、琵琶湖、関西～東海地方を、第二のフクシマにさせないために～

（1）原子力発電は、自然災害、戦争、取り扱いミスなどにより深刻な被曝と環境破壊をもたらす可能性が高く、核兵器と同様に廃棄すべきです。岸田内閣の原発回帰政策を許さず、すべての原発の廃炉を求め、再稼働や新設、建て替え、運転期間延長に反対しよう。
（2）とりわけ高浜原発 1・2 号機、美浜原発 3 号機など、40 年超え老朽原発の再稼働に反対しよう。
（3）エネルギー基本計画においては、節電と省エネ、小規模分散、地産地消、自産自消を基本とする再生可能な自然エネルギーの振興を第一にすることを求めよう。
（4）原子力「推進」委員会と化している「規制」委員会の改廃を求めよう。
（5）核武装の潜在能力に通じ、その上、将来展望のない核燃料サイクル、MOX 燃料の使用は、即刻止めさせよう。六ヶ所村の再処理施設はすべて廃棄させよう。
（6）原発事故に備える避難計画にとどまらず、全原発廃炉による原子力防災を前進させよう。
~~（6）地球環境の汚染、核兵器拡散につながる原発の輸出を止めさせよう。~~

（7）福島第一原発事故の原因究明を求めよう。
（8）福島第一原発事故について、国と東京電力、原子力ムラの事故責任を明確にさせよう。
（9）福島第一原発事故で被災、避難したすべての人に対する相当な補償を実現させよう。避難者に対する住宅提供などの支援打ち切り、汚染地域への帰還強要を撤回させよう。
（10）福島第一原発事故について、賠償を求めている全国の裁判を支援しよう。
（11）福島第一原発事故の被曝により、福島などで多発している甲状腺がんなどについて、実態解明と対策を求めよう。「311 子ども甲状腺がん裁判」を支援しよう。
（12）学校教育や原発事故被災地における放射能の影響の過小評価、放射線安全宣伝、風評被害攻撃をうち破ろう。
（13）福島第一原発事故にともなうトリチウムほかを含む汚染水の海洋投棄を止めさせよう。
（14）放射性物質で汚染された除染土などを、全国に拡散させる「再利用」を止めさせよう。

（15）脱原発に道を開き、立憲主義、民主主義、平和主義を守る政権を実現しよう。
（16）あらゆる選挙において、原発推進勢力を排し、脱原発勢力を大きくしよう。
（17）廃案となった「原発ゼロ・自然エネルギー基本法」にかわる原発ゼロ法を求めよう。
（18）福島第一原発事故に責任を負うべき裁判所が、今また原発推進に加担している責任を追及しよう。
（19）関西電力には、市民の声を聞くこと、原発から脱却した経営政策を強く要求しよう。
（20）ますます原発依存を深めている関西電力の電気を解約し、再生可能エネルギーを中心とした新電力への切り替えを促進しよう。
（21）関西電力幹部による原発マネー不正還流、報酬闇補填について、刑事責任の追及は不可能になったが、民事責任、カルテルや送配電会社情報の不正閲覧などのコンプライアンス違反を追及しよう。

（22）「市民参加の訴訟」をふまえ、脱原発をめざす市民運動との共闘をすすめよう。
（23）原発の運転差止を求めるすべての裁判と連帯しよう。
（24）京都地裁における大飯原発差止訴訟に勝利しよう。

以上、世話人会からの提案です。

【 4 】原発賠償訴訟、6/17最高裁判決と京都訴訟［報 告］

[1] 原発賠償訴訟をめぐる最高裁判決

・2022 年には原発賠償責任をめぐって、裁判上では大きな出来事が二つあった。

(1) 2022/3/2、最高裁が生業(なりわい)訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟の 3 訴訟について、東電からの上告不受理を決定し、その後 3/30、愛媛訴訟も賠償額が確定し、東電の原発賠償責任は確定した。

・東電の賠償支払義務は確定したが、これは賠償額に関しては最高裁は扱わないということであり、賠償額の低い区域外避難者への賠償額引き上げについては各訴訟で頑張るしかないということを意味している。

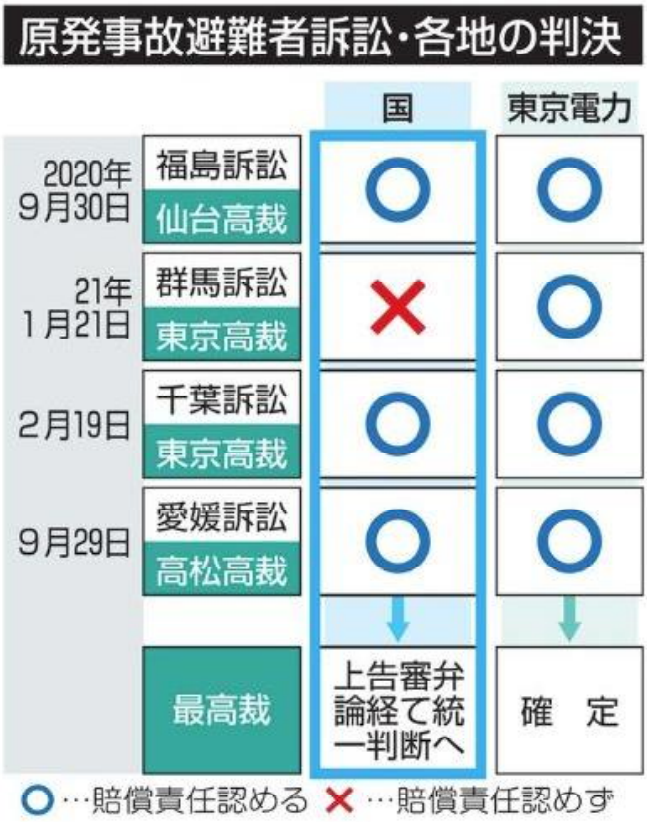

（共同通信 2022/3/31 より）

・国の責任については、高裁レベルの判断が分かれていたため、上告審としての弁論が行われることになった。千葉訴訟が 4/15、群馬訴訟が 4/22、生業訴訟が 4/25、愛媛訴訟が 5/16 であった。そして、6/17 に最終的な統一判断として「国の責任はない」という判決が出た。

・この最高裁判決には、国の過失責任を認める反対意見（4 人の裁判官のうちの 1 人）が付されたほか、被害者の救済は、過失の有無に関わらず国が最大の責任を負うべきとの補足意見が付された。

・当該原告団・弁護団は共同で「後続訴訟において、反対意見が示した判断が、多数意見となることを目指し、かつ、原発被害者訴訟原告団全国連絡会が先に取りまとめた「原発事故被害者の救済に関する共同要求」の実現に向け、すべての被害者、原発被害の根絶を願うすべての国民と連帯し、今後も闘い続けます」と声明。 【本冊子ｐ.16参照】

(2) 2022/1/27、原発事故で被ばくし小児甲状腺がんになった若者 6 人が東京電力に対して損害賠償を求め提訴した（後に 1 人追加）。原告らは甲状腺の半分または全部の摘出を余儀なくされ、再発の可能性もある。甲状腺の摘出により、生涯ホルモン剤を服用なければならない。進学、就職、結婚、出産など今後の生き方に不安を抱かざるを得ない。東京地裁で裁判が続いている。

[2] 原発賠償 京都訴訟、控訴審 …大阪高裁

・原発賠償京都訴訟は、2013/9/17 京都地裁に提訴。2017/9/29 結審。2018/3/15 京都地裁判決→大阪高裁に控訴。控訴審は、2018 年 12 月から始まっている。

・「バイバイ原発きょうと」では、2023 年も 3/11、原告団から支援要請のアピールを行った。

・**第18回口頭弁論**… 6/6（火）14：30 ～。

・**第19回口頭弁論**？（年内結審か）… 9/26（火）

・**「最高裁不当判決を批判し、国の責任を明確に認め国際人権法に基づく公正な判決を求める署名」**は、口頭弁論期日ごとに大阪高裁に提出。その後も継続中。結審まで取り組み、期日ごとに大阪高裁に提出予定。署名用紙は「原発賠償訴訟京都原告団を支援する会」の Web サイトからダウンロードすることができる。

[3] 全国の福島原発事故賠償訴訟

・福島原発事故に関する賠償訴訟は、全国で 34 件。その一覧は「福島原発事故賠償訴訟一覧」で検索できる。
http://nuclearpowerplant311.livedoor.blog/archives/cat_262959.html

【 5 】各地の原発関連裁判、原発の現状［まとめ］(2023/5/7 現在)

[1] 関電の原発をめぐる各地の裁判

(1) 大津地裁

・美浜、大飯、高浜原発、運転差止訴訟（井戸謙一 弁護団長、2013/12/24 提訴）は、いよいよ終盤へ。原告側の証人尋問に。原告側の証人は 5 名。被告側証人はなし

┌──────────────────────

・（済）2022/ 9/1（木）第 34 回。菅野みずえさん
・（済）2022/12/1（木）第 35 回。平尾道雄さん…米原市長
・（済）3/9（木）第 36 回。柴邦生（西尾漠）さん…使用済み核燃料
・6/15（木）第 37 回。13：30 ～。裁判長交代に伴い、原告被告双方がこれまでの主張をまとめてプレゼンテーション
・9/14（木）第 38 回。時間未定。芦田 穣さん…三次元探査
・12/7（木）第 39 回。時間未定。赤松 純平さん…地盤モデル

└──────────────────────

(2) 大阪地裁…原発マネー不正還流をめぐる 2 件の裁判（①株主訴訟、②株主も参加した会社訴訟）

・関電株主代表訴訟（株主訴訟）。脱原発株主が関電幹部 17 被告に損害賠償を請求。5/19 追加提訴。2022/12/8（木）第 4 回口頭弁論。その後は書面による準備手続き（非公開＝ 2023/7/12、10/17）
・関電極悪 6 被告に対する会社訴訟（会社と株主が原告）。6/7（水）14：00 ～第 3 回口頭弁論。その後は書面による準備手続き（非公開＝ 9/11、11/16）

(3) 大阪高裁…行訴の控訴審と、仮処分の抗告審の 2 件

・大飯原発 3・4 号機運転差止（行政訴訟）→2020/12/4 地裁勝訴→高裁で進行協議（非公開）が続いてきたが、5/22（月）に口頭弁論。その後、8/22、11/20 と進行協議（非公開）
・老朽原発美浜 3 号機の運転禁止を求める仮処分。2022/12/20 決定、敗訴→大阪高裁に即時抗告。今後④ 8/18（金）、⑤ 10/11（水）、ともに 14：00 ～

(4) 名古屋地裁…老朽原発 40 年廃炉訴訟

・原告側では論点の整理へ。2022 年内に主張、反論が出そろい、2023 年に証人尋問か？
・6/ 9（金）(1) 10：30 ～高浜 1･2 第 27 回。(2) 14：30 ～美浜 3 第 25 回
・9/20（水）(1) 10：30 ～高浜 1･2 第 28 回。(2) 14：30 ～美浜 3 第 26 回
・12/8（月）(1) 10：30 ～高浜 1･2 第 29 回。(2) 13：30【時刻注意】～美浜 3 第 27 回

(5) 福井地裁…仮処分が 2 件

・2022/5/21 …提訴。高浜 1 ～ 4 号機動かすな。中嶌哲演さん、田内雄司さん。当初本人訴訟、2022/11 から弁護士がつく。次回は 7/4（火）第 6 回審尋。
・2023/1/13 …提訴。関電の老朽原発、美浜 3 号機を動かすな。申立人は福井県の住民 10 人。7/3 第 2 回、9/22 第 3 回審尋。裁判所の意向… 11 月までに審理を終え、来年 3 月までに決定を出す

[2] 原発賠償訴訟

(1) 原発賠償ひょうご訴訟… 5/30（火）神戸地裁、第 48 回 14：00 ～で結審。判決は 2023 年内か

(2) 原発賠償関西訴訟…大阪地裁、5/24 から原告に対する本人尋問の口頭弁論期日が続く。

・5/24（水）10：00 ～ 17：00。第 39 回
・7/12（水）10：00 ～ 17：00。第 40 回
・9/6（水）10：00 ～ 17：00。第 41 回
・10/19（木）10：00 ～ 17：00。第 42 回
・11/30（木）10：00 ～ 17：00。第 43 回
・1/18（木）10：00 ～ 17：00。第 44 回

※上記の中で専門家証人尋問（本行忠志教授）予定
※原告本人尋問はまだまだ続く

[3] 裁判 その他

・3/10、島根原発 2 号機再稼動差止仮処分、申立
・3/20、市民団体が、神戸製鋼所を相手にした神戸石炭訴訟（神戸地裁）で 敗訴。巨大な石炭火力による電気はほぼ全量が関電へ
・3/22、グリーンコープによる託送料金訴訟は、福岡地裁で敗訴。福岡高裁に控訴
・3/24、伊方原発、広島県と愛媛県の住民 7 人、広島新規仮処分。広島高裁抗告審でも敗訴
・5/24、女川原発再稼働差止訴訟（2021/5/28 提訴）、仙台地裁、敗訴

全国の原発関連裁判一覧表　（2023年5月24日現在）

（一部本人訴訟、福島第一原発事故による集団的な賠償請求訴訟を除く）
・左右の端の「No」はこの表のみの整理番号。「▲」は仮処分、番号のみは本訴を示す
・本訴は、勝利判決のあったもの、継続中のものを示す（ただし、一部例外あり）
・仮処分は、勝利の決定があったものを示す（ただし、最近の決定などいくつか例外あり）
・提訴日や判決日の「◆」は、福島第一原発事故以前であることを示す
・上級審への提訴日は、原則として省略している（控訴や上告の期限は2週間）

【原発などの運転差止、建設反対訴訟--北から南へ地域順】

No	訴訟の略称	裁判の対象、相手	裁判所
1	泊原発廃炉訴訟	泊1～3（北海道電力）	札幌地裁
	同上、控訴審		札幌高裁
2	大間原発訴訟	国、電源開発	函館地裁
	同上、控訴審		札幌高裁
3	函館市大間原発建設差止裁判	国、電源開発	東京地裁
4	六ヶ所高レベル廃棄物貯蔵センター訴訟	経産大臣	青森地裁
5	六ヶ所再処理工場訴訟	経産大臣	青森地裁
6	六ヵ所MOX燃料加工工場訴訟	国	青森地裁
7▲	女川原発再稼働差止仮処分	県、石巻市に女川2の運転差止を請求	仙台地裁
▲	同上、即時抗告		仙台高裁
	女川原発再稼働差止訴訟	女川2（東北電力）	仙台地裁
	同上、控訴審		仙台高裁
8	東海第2原発差止訴訟	東海第2（日本原電）	水戸地裁
	同上、控訴審		東京高裁
9	柏崎刈羽原発差止訴訟	柏崎刈羽1～7（東京電力）	新潟地裁
10	浜岡原発運転差止訴訟	浜岡3、4（中部電力）	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
11	浜岡原発終了・廃止等請求訴訟	浜岡1～5（中部電力）	静岡地裁
12	浜岡原発永久停止裁判	国、浜岡3～5（中部電力）	静岡地裁浜松支部
13	志賀原発2号機訴訟	志賀2（北陸電力）	金沢地裁
	同上、控訴審		名古屋高裁金沢支部
	同上、上告審		最高裁
14	志賀原発を廃炉に！訴訟（金沢訴訟）	志賀1、2（北陸電力）	金沢地裁
15	志賀原発株主差止訴訟（富山訴訟）	志賀1、2（北陸電力）	富山地裁
16	大飯原発3、4号機差止請求	大飯3、4（関西電力）	福井地裁
	同上、控訴審		名古屋高裁金沢支部
17▲	大飯高浜仮処分	大飯3、4、高浜3、4（関西電力）	福井地裁
▲	同上、執行停止申立	高浜3、4（関西電力）	福井地裁
▲	同上、異議審	高浜3、4（関西電力）	福井地裁
18	老朽原発40年廃炉訴訟--高浜1、2号機	国、高浜1、2（関西電力）	名古屋地裁
19	老朽原発40年廃炉訴訟--美浜3号機	国、美浜3（関西電力）	名古屋地裁
20	バックフィット・停止義務づけ行政訴訟	国、高浜3、4（関西電力）	名古屋地裁
	同上、控訴審		名古屋高裁
21	美浜、大飯、高浜原発差止訴訟	美浜3、大飯3、4、高浜1～4（関西電力）	大津地裁
▲	同上、仮処分（第1次）	大飯3、4、高浜3、4（関西電力）	大津地裁
▲	同上、仮処分（第2次）	高浜3、4（関西電力）	大津地裁
▲	同上、異議審		大津地裁
▲	同上、抗告審		大阪高裁
22	大飯原発差止行政訴訟	国、大飯3、4（関西電力）	大阪地裁
	同上、控訴審		大阪高裁
	同上、執行停止申立		大阪高裁
23	大飯原発差止訴訟	国、大飯3、4（関西電力）	京都地裁
24▲	高浜原発3、4号機ミサイル仮処分	高浜3、4（関西電力）	大阪地裁
25▲	大飯原発3、4号機運転差止の仮処分	大飯3、4（関西電力）	大阪地裁
▲	同上、抗告審		大阪高裁
26▲	大飯原発3、4号機運転差止の仮処分	大飯3、4（関西電力）	大阪地裁
27▲	コロナ仮処分	美浜3、大飯3、4、高浜1～4（関西電力）	大阪地裁
28▲	老朽原発美浜3号機の運転禁止を求める仮処分	美浜3（関西電力）	大阪地裁
▲	同上、即時抗告		大阪高裁
29▲	老朽美浜3号機運転禁止仮処分	美浜3（関西電力）	福井地裁
30▲	高浜1～4号機運転差止仮処分	高浜1～4　（関西電力）	福井地裁
31	島根原発1、2号機運転差止訴訟	島根1、2（中国電力）	松江地裁
	同上、控訴審		広島高裁松江支部
32	島根原発3号機運転差止訴訟	国、島根3（中国電力）	松江地裁
33▲	島根原発2号機再稼動差止仮処分	島根2(中国電力)	広島高裁松江支部
34	上関原発公有水面埋立免許取消訴訟	山口県	山口地裁
	同上、控訴審		広島高裁
	同上、上告審		最高裁
35	上関自然の権利訴訟	山口県	山口地裁
	同上、控訴審		広島高裁
	同上、上告審		最高裁
36	伊方原発訴訟（1号機設置許可取消訴訟）	伊方1（四国電力）	松山地裁
	同上、控訴審		高松高裁
	同上、上告審		最高裁

（↑伊方原発訴訟は、1992年に最高裁判決が出て、現在に至るまで原発訴訟の判断枠組みとなっている）

（▲は仮処分、◆は福島第一原発事故以前、△は審理中、×は敗訴、○は勝訴、？はまもなく判決）

・判決日の 「△」 は、現在、審理が継続中であることを示す
・結果の 「？」 は、判決日が確定し、まもなく判決が出ることを示す
・原発の運転差止訴訟 （本訴、仮処分） の多くは、下記を参照しました。一部本人訴訟は扱っていません。
【参照】 全国脱原発訴訟一覧 （脱原発弁護団全国連絡会） → http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/list/
・この表では扱っていない福島第一原発事故による集団的な賠償請求訴訟は、下記を参照ください
【参照】 福島第一原発事故賠償訴訟一覧 （Kato Rin） → http://nuclearpowerplant311.livedoor.blog/archives/121
（トモダチ作戦の米海軍兵士らによる損害賠償請求は米国の裁判所で、情報不足のため掲載していません）

No	提訴日	判決日	結 果	その他
1	2011/11/11	2022/05/31	○	泊原発の廃炉をめざす会。防潮堤が基準満たさずとして、運転を認めず
		△		
2	◆2010/7/28	2018/03/19	×	大間原発訴訟の会
		△		
3	2014/04/03	△		原告は函館市、裁判は東京地裁
4	◆1993/9/17	△		核燃サイクル阻止1万人訴訟
5	◆1993/12/3	△		核燃サイクル阻止1万人訴訟
6	2021/01/22	△		核燃サイクル阻止1万人訴訟
7▲	2019/11/12	2020/07/06	×	女川原発の避難計画を考える会、避難計画の不備を訴え
▲		2020/10/23	×	
	2021/05/28	2023/05/24	×	避難計画に絞って提訴。しかし、その実効性について判断せず
		△		
8	2012/07/31	2021/03/18	○	東海第2原発差止訴訟団、老朽原発うごかすな！
		△		
9	2012/04/23	△		東電・柏崎刈羽原発差止市民の会
10	◆2002/4/25	◆2007/10/26	×	浜岡原発とめよう裁判の会・とめます本訴の会
		△		
11	2011/07/01	△		浜岡原発終了・廃止等請求訴訟弁護団
12	2011/05/27	△		浜岡原発永久停止裁判・静岡県の会
13	◆1999/8/31	◆2006/3/24	○	初の運転差止判決、井戸謙一裁判長
		◆2009/3/18	×	
		◆2010/10/29	×	
14	2012/06/26	△		志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団
15	2019/06/18	△		志賀原発株主差止訴訟原告団
16	2012/11/30	2014/05/21	○	福井から原発を止める裁判の会、樋口英明裁判長
		2018/07/04	×	
17▲	2014/12/05	2015/04/14	○高浜のみ	福井から原発を止める裁判の会、樋口英明裁判長
▲		2015/05/18	○	関電の執行停止申立を認めず
▲		2015/12/24	×	
18	2016/04/14	△		老朽原発40年廃炉訴訟市民の会、老朽原発うごかすな！
19	2016/12/09	△		同上
20	2020/10/05	2022/03/10	×	原子力規制委員会が不適合と認めた原発を止めないのは違法
		2022/04/28	取り下げ	東電福島原発事故の教訓であるバックフィット制度を骨抜きにするな
21	2013/12/24	△		福井原発訴訟（滋賀）を支える会
▲	2011/08/02	2014/11/27	×	再稼働が目前に迫っていないので、まだ差止決定を出す必要性がない
▲	2015/01/30	2016/03/09	○	高浜3、4号機を運転してはならない、との決定
▲		2016/07/12	○	関電の異議を認めず
▲		2017/03/28	×	
22	2012/06/12	2020/12/04	○	おおい原発止めよう裁判の会、美浜の会
		△		国の控訴により、定検で停止中の大飯4号機が 2021/1/15に再稼働
	2021/01/14	△		原告側が大飯原発3、4号機の運転停止を求める
23	2012/11/29	△		京都脱原発原告団
24▲	2017/07/06	2018/03/30	×	北朝鮮のミサイル危機、水戸喜世子さん
25▲	2017/12/25	2019/03/28	×	基準地震動が過小、児玉正人さん
▲		2020/01/30	×	
26▲	2019/03/19	2019/10/16	×	基準地震動が過小、田内雄司さん、中嶌哲演さん
27▲	2020/05/18	2021/03/17	×	原告は大阪、兵庫、京都、福井の6人。2020/12/21に審尋が終結
28▲	2021/06/21	2022/12/20	×	美浜3号機が2021/6/23に再稼働
▲		△		
29▲	2023/01/13	△		福井県民10名で申立。「福井の老朽原発訴訟の会」（山本雅彦さん、ほか）
30▲	2022/05/21	△		中嶌哲演さん、 田内雄司さん。 2022/11/7の第3回から弁護士が参加、 2023/1/3
31	◆1999/4/8	◆2010/5/31	×	運転開始後に見つかった近くの活断層－宍道断層の安全性
		△		
32	2013/04/24	△		中国電力・島根原発3号機の運転をやめさせる訴訟の会
33▲	2023/03/10	△		芦原康江さんら
34	◆2008/10/20	2019/01/23	×	上関原発予定地対岸 3.8km にある祝島の漁業者74人
		2020/01/15	×	地裁判決と同じく、原告適格性を認めず
		2021/01/21	×	
35	◆2008/12/2	2019/01/23	×	上関の自然を守る会、祝島島民の会、カンムリウミスズメなども原告
		2020/04/17	×	自然環境に関する利益は法の保護する利益ではない
		△		
36	◆1973/8/27	◆1978/4/25	×	住民による初めての脱原発訴訟。初の司法判断
		◆1984/12/14	×	
		◆1992/10/29	×	最高裁が、原発訴訟の審理方法と判断枠組みについて初判断

■ は 2020 ～ 21 年、■ は 2022 年、■ は 2023 年。

（▲は仮処分、◆は福島第一原発事故以前、△は審理中、×は敗訴、○は勝訴、？はまもなく判決）

37	伊方原発運転差止訴訟	伊方1～3（四国電力）	松山地裁
38	伊方原発運転差止広島裁判	伊方1～3（四国電力）	広島地裁
▲	同上、仮処分	伊方3（四国電力）	広島地裁
▲	同上、抗告審		広島高裁
▲	同上、執行停止申立		広島高裁
▲	同上、異議審		広島高裁
39▲	広島県と愛媛県の住民7人、広島新規仮処分	伊方3（四国電力）	広島地裁
▲	同上、抗告審		広島高裁
40	大分県民による伊方原発差止訴訟	伊方3（四国電力）	大分地裁
41	伊方原発3号機運転差止山口裁判	伊方3（四国電力）	山口地裁岩国支部
▲	同上、仮処分		山口地裁岩国支部
▲	同上、抗告審		広島高裁
▲	同上、異議審		広島高裁
42	玄海原発運転差止訴訟（全基差止）	玄海2～4（九州電力）	佐賀地裁
	同上、控訴審		福岡高裁
43	玄海原発運転差止訴訟（行政訴訟）	国、玄海3、4（九州電力）	佐賀地裁
	同上、控訴審		福岡高裁
44	原発なくそう！九州玄海訴訟	国、玄海1～4（九州電力）	佐賀地裁
45	原発なくそう！九州川内訴訟	国、川内1、2（九州電力）	鹿児島地裁
46	川内原発行政訴訟	国、川内1、2（九州電力）	福岡地裁
	同上、控訴審		福岡高裁

【その他の類型の訴訟…提訴日順】

No	訴訟の略称	裁判の対象、相手	裁判所
1	もんじゅ訴訟	動力炉・核燃料開発事業団（もんじゅ）	福井地裁
	同上、差し戻し控訴審		名古屋高裁金沢支部
	同上、差し戻し上告審		最高裁
2	もんじゅ西村裁判--損害賠償請求	核燃料サイクル開発機構（旧動燃）	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
	同上、上告審		最高裁
3	もんじゅ西村裁判--遺品返還請求	東京都と中央区警察署長	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
4	もんじゅ西村裁判--Ⅲ	原子力研究開発機構（旧動燃）、元理事	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
5	東電株主代表訴訟	東電旧経営陣5人に損害賠償請求	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
6	「原発さえなければ」裁判	東電	東京地裁
7	原発メーカー訴訟	日立、東芝、GE	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
	同上、上告審		最高裁
8	子ども脱被ばく裁判		福島地裁
	同上、控訴審。子ども人権裁判	原告の子どもが居住する自治体を被告	仙台高裁
	同上、控訴審。親子裁判	国、福島県	仙台高裁
9	福島農地放射性物質汚染原状回復訴訟	東電	福島地裁郡山支部
	同上、控訴審		仙台高裁
	同上、差し戻しを不服として被告東電が上告		最高裁
	同上、地裁差し戻し審		福島地裁
	同上、控訴審		仙台高裁
	同上、上告審		最高裁
10	南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟	国	東京地裁
11	福島被ばく訴訟（井戸川裁判）	国、東電	東京地裁
12	新もんじゅ訴訟	国、原子力研究開発機構（もんじゅ）	東京地裁
13	福島原発刑事訴訟（東電刑事裁判）	勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄	東京地裁
	同上、控訴審		東京高裁
	同上、上告審		最高裁
14	原発被ばく労災 損害賠償裁判（あらかぶさん裁判）	東電、九電	東京地裁
15	大崎住民訴訟	大崎地域広域行政事務組合	仙台地裁
16	イチエフ内過労死事件	いわきオール、宇徳、東電	福島地裁いわき支部
	同上、控訴審		仙台高裁
17	東電の原電支援差止請求訴訟	東電の社長ら10人	東京地裁
18	田村バイオマス訴訟	田村バイオマスエナジー（株）、田村市	福島地裁
	同上、控訴審		仙台高裁
19	宗教者核燃裁判（六ヶ所再処理工場運転差止）	日本原燃	東京地裁
20	NNR 国賠訴訟（No Nukes Rights、脱被ばく権）	国	東京地裁
21	関電会社訴訟（株主提訴併合）	極悪6被告（八木、岩根、豊松、白井、森、八嶋）	大阪地裁
22	関電株主代表訴訟	関電幹部17被告	大阪地裁
23	グリーンコープ託送料金訴訟	国（経産省）、九州電力	福岡地裁
	同上、控訴審		福岡高裁
24	311子ども甲状腺がん裁判	東電	東京地裁
25	上関原発、妨害予防請求訴訟。原告：中国電力	被告：上関原発を建てさせない祝島島民の会	山口地裁岩国支部

（▲は仮処分、◆は福島第一原発事故以前、△は審理中、×は敗訴、○は勝訴、？はまもなく判決）

37	2011/12/08	△		伊方原発をとめる会
38	2016/03/11	△		伊方原発広島裁判原告団・応援団
▲	2016/03/11	2017/03/30	×	
▲		2017/12/13	○	2018/9/30まで伊方原発3号機の運転を禁止
▲		2018/03/22	○	四電の申立を認めず
▲		2018/09/25	×	
39▲	2020/03/11	2021/11/04	×	市民主体、市民感覚の争点。「樋口理論」が通じず
▲		2023/03/24	×	地裁判決は、稀にみる悪質さ
40	2016/09/28	△		伊方原発を止める大分裁判の会
41	2017/12/27	△		伊方原発を止める山口裁判の会
▲	2017/03/03	2019/03/15	×	
▲		2020/01/17	○	本訴の判決がでるまで運転禁止
▲	2020/08/05	2021/03/18	×	四電の異議申立は相次ぐ原発トラブルで遅れた
42	2011/12/27	2021/03/12	×	玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
		△		
43	2013/11/13	2021/03/12	×	玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
		△		
44	2012/01/31	△		原発なくそう！九州玄海訴訟を進める会
45	2012/05/30	△		川内原発訴訟を支える会
46	2016/06/10	2019/06/17	×	さよなら原発！福岡
		△		

No	提訴日	判決日	結　果	その他
1	◆1985/9/26	◆2000/3/22	×	原告適格性…福井地裁×、名古屋高裁金沢支部一部○、最高裁○
		◆2003/1/27	○	もんじゅの設置許可処分が無効であることを確認
		◆2005/5/30	×	もんじゅは2016/12/21廃炉が決定
2	◆2004/10/13	◆2007/5/14	×	西村成生さん怪死事件（1996/1/12）で妻が真相を究明する裁判
		◆2009/10/29	×	西村さんは、ナトリウム漏洩事故（1995/12/8）の内部調査の責任者
		2012/01/31	×	調査結果を公表した記者会見の直後に謎の死
3	2015/02/13	2017/03/13	×	もんじゅ西村さん怪死事件の真相を究明する裁判。遺品の返還を請求
		2017/09/13	×	
4	2018/02/21	2021/09/30	×	未返還遺品請求。旧動燃は廃棄、元理事は不明
		△		
5	2011/11/14	2022/07/13	○	請求は当初5.5兆円→22兆円に。4人に13兆3210億円の賠償判決。史上最高
		△		被告、原告ともに控訴
6	2013/05/30	(2015/12/1)	和解で慰謝料	自殺した福島県相馬市の酪農家の遺族が慰謝料などを請求
7	2014/01/30	2016/07/13	×	原賠法の憲法違反、及び原発メーカーの責任を問う
		2017/12/08	×	
		2019/01/24	×	No.20へ…NNR 国賠訴訟（No Nukes Rights、脱被ばく権）
8	2014/08/29	2021/03/01	×	被ばくの心配のない環境を求め、無用な被ばくをさせた責任を問う
		2023/02/01	×	全面敗訴
		△		
9	2014/10/14	2017/04/14	×	農地回復訴訟。原告は、農家8人と農業法人1社
		2018/03/22	×、一部差し戻し	
		2018/08/29	地裁へ差し戻し	
		2019/10/15	×	放射性物質は土地と完全に同化
		2020/09/15	×	「技術が確立しているとは言えず、社会通念上可能とは認められない」
		2022/02/22	×	高裁「土の入れ替えを業者に依頼し、費用を東電に請求することはできる」
10	2015/04/17	2021/07/12	×	2/3の判決はコロナ禍で延期。敗訴でいったん控訴したが、取り下げて終了
11	2015/05/20	△		原発事故の被ばく責任を問う。原告は元双葉町町長 井戸川克隆さん
12	2015/12/25	(2018/5/18)		被告が取り下げに同意し、勝利的取り下げが確定
13	2016/02/29	2020/09/19	×	福島原発告訴団→福島原発刑事訴訟支援団。三人とも無罪の判決
		2023/01/18	×	三人とも無罪の判決
		△		
14	2016/11/22	△		あらかぶさん裁判、被ばく労働で白血病
15	2018/10/00	△		放射能汚染廃棄物の焼却で関連経費の支出差止請求→損害賠償請求
16	2019/02/00	2021/03/30	△	廃炉中の福一で自動車整備士の労働者が過労死→損害賠償請求。下請けの責任○
		2022/05/19	×	「東電と元請に賠償責任なし」の一審判決に不服で控訴
17	2019/06/19	2021/01/28	×	原告は東電の株主2人、東電は日本原電を支援するな
18	2019/09/06	2022/01/25	×	汚染木材焼却するな、市は補助金出すな
		2023/02/14	×	裁判官はJIS規格の適用範囲を自ら変えるな
19	2020/03/09	△		命をつなぐ権利、宗教的信念
20	2020/03/10	△		原発メーカー訴訟（No.7）最高裁決定に対する国家賠償請求
21	2020/06/16	△		原告は関電プラス脱原発株主、金品受取アンド報酬闇補填
22	2020/06/23	△		脱原発株主が関電幹部17被告に約92億円の損害賠償を請求
23	2020/10/15	2023/03/22	×	「託送料金変更認可決定取消」を求める裁判
		△		
24	2022/01/27	△		事故当時6～16歳で甲状腺がんを発症した6人（→7人）が総額6億1600万円の損害賠償
25	2022/10/25	△		中国電力が、原発建設に向けた海上ボーリング調査を妨害しないよう求めた民事訴訟

□は 2020 ～ 21 年、□は 2022 年、■は 2023 年。

（▲は仮処分、◆は福島第一原発事故以前、△は審理中、×は敗訴、○は勝訴、？はまもなく判決）

▶資源エネルギー庁の元図（原子力政策の状況について→日本の原子力発電について→日本の原子力発電所の状況）に加筆。

原子力発電所の現状

日本の原発（完成、建設中）は、全部で60基
ここでは高速増殖炉のふげん、もんじゅは除く

▲…福島事故以前の廃炉3基
■…40年超え、老朽原発4基

2023年5月13日時点

再稼働 10基
稼働中8基 、停止中2基 （起動日）

設置変更許可 7基 （許可日）
＋
新規制基準 審査中 10基 （申請日）
＋
未申請（様子見） 9基 ＝26基
再稼働の前提となる新規制基準適合性審査

廃炉 24基
福島事故後の廃炉は21基。

（資源エネルギー庁資料に加筆）

関電の原発の稼働状況
（稼働していないときは「×」）
（2023/4/21）

→定格電気出力			82.6万kW	82.6万kW	87万kW	87万kW	118万kW	118万kW	82.6万kW
→建設費（億円）※1			656	604	2803	2098	4582	2535	768
→運転開始			1974/11/14	1975/11/14	1985/01/17	1985/06/05	1991/12/18	1993/02/02	1976/12/1※2
→40年経過			2014/11/14	2015/11/14	2025/01/17	2025/06/05	2031/12/18	2033/02/02	2016/12/01
→使用済み燃料が満杯になるまで（2020/6 株主総会）			6年(現在2835体/管理容量3758体)				8年(3111/3872)		9年(412/652)
→特重施設などの安全対策費（計1兆255億円、2019/12）			5458億円				2631億円		2167億円
（▲はMOX燃料を使用）			**高浜 (1)**	**高浜 (2)**	**高浜 (3) ▲**	**高浜 (4) ▲**	**大飯 (3)**	**大飯 (4)**	**美浜 (3)**
★この年、高浜(3)で使用済MOX燃料が8体でてくる	2020年	1月	×	×	×定検				×
		2月	×	×	×細管損傷				×
○3/11，福島第一原発事故メモリアル(9)		3月	×	×	×特別点検				×
☆原発の新検査制度，容量市場開始，送配電自由化		4月	×	×	×				×
		5月	×	×	×		5/8～延期		×
		6月	×	×	×				×
		7月	×	×	×		7/20定検		×
★高浜(3)特重施設設置期限（数か月～1年の遅れ）		8月	×	×	×特重8/3		×予定～9/26		×
★大飯(3)で配管損傷		9月	×	×	×	定検10/7	×9/7配管損傷		×
★高浜(4)特重施設設置期限（数か月～1年の遅れ）		10月	×工事完了	×	×	×特重10/8	×規制委と会合		×工事完了
		11月	×老朽46年	×老朽45年	×	×細管損傷	×取り替え工事	11/3定検	×
○大阪地裁で大飯原発の設置許可取消の判決 12/4		12月	×	×	×12/11特重完成	×	×長期化	×	×老朽44年
	2021年	1月	×	×	×細管損傷で調査	×損傷は鉄錆	×数か月	1/15再稼働	×（再稼働発表）
		2月	×	×	×	×	×		×
○3/11，福島第一原発事故メモリアル(10)		3月	×（再稼働発表）	×	3/7再稼働	×3/25特重完成	×		×
		4月	×	×		4/12再稼働	×		×
		5月	×	×（再稼働発表）			×		5/20燃料装荷
★老朽高浜(1)(2)特重施設設置期限（約2年半の遅れ--19/4報道）		6月	×特重6/9	×特重6/9			×		6/23再稼働
		7月	×	×			7/3再稼働		フィルター目詰まり
		8月	×	×			配管に4cmの穴		→7/27営業運転
		9月	×	×					
★老朽美浜(3)特重施設設置期限（約1年半の遅れ--19/4報道）		10月	×	×					×特重10/25
★高浜原発にフランスからのMOX燃料を搬入		11月	×老朽47年	×老朽46年	（仏よりMOX燃料を搬入）				×
		12月	×	×					×老朽45年
	2022年	1月	×	×					×
		2月	×	×					×
○3/11，福島第一原発事故メモリアル(11)		3月	×	×	×定検→細管損傷			×定検	×
		4月	×	×	×			×	×
		5月	×	×	×			×	×
		6月	×	×	×	×定検→細管損傷		×	×
↓期限内運用開始は全国初		7月	×	×	7/24再稼働	×		7/15再稼働	×
★8/24、大飯(3)(4)特重設置期限。大飯(4)は期限内に運用開始		8月	×	×		×	×特重8/24		8/30再稼働
★美浜(3)特重完成→10/20再稼働の予定が、8/12並列に前倒し		9月	×	×		×	×		
		10月	×	×		×	×		
		11月	×老朽48年	×老朽47年	（仏よりMOX燃料を	11/4再稼働	×		
★大飯(3)特重完成は12月頃		12月	×	×			12/16再稼働		老朽46年
	2023年	1月	×	×		1/30自動停止			
		2月	×	×		×			
○3/11，福島第一原発事故メモリアル(12)		3月	×	×					
		4月	下旬に起動か	×					
		5月	×	×					
★高浜(1)特重完成は5月頃→6月頃再稼働か		6月	6/3並列予定	×					
★高浜(2)特重完成は6月頃→7月頃再稼働か		7月		7/15並列予定					
		8月						×定検	
		9月			×定検			×	
		10月			×			×	×定検
		11月	老朽49年	老朽48年	×			×	×
関電が中間貯蔵施設立地を確定させるとした新たな期限		12月			×	×定検			×老朽47年
	2024年	1月				×			×
		2月				×	×定検		
		3月				×	×		
		4月	×定検			×	×		
		5月	×						
		6月	×						
		7月	×						
		8月							
		9月		×定検					
		10月		×					
		11月	老朽50年	×、老朽49年					
		12月						×定検	老朽48年
	2025年	1月			×定検、老朽40年			×	
		2月			×			×	
		3月			×				×定検

【 6 】参　考

◆「『国に責任はない』
原発国賠訴訟・最高裁判決はだれが作ったか
―裁判所、国、東京電力、巨大法律事務所の系譜」

・後藤 秀典、雑誌『経済』2023 年 5 月号、新日本出版社

・ジャーナリストのすぐれた調査報道として注目されている。2022/6/17、原発国賠訴訟で、最高裁第二小法廷が国に責任はないという判決を出すに至った経過とかかわった人物の系譜を丁寧に追い、図解も入れて、記事にしている。ネットでは、最高裁判事と巨大な法律事務所が「ここまでズボズボで回転ドアみたいになっている」という驚きのコメントもみえる。

・多数意見の判決に対し、検事出身の三浦守判事が判決を超える長さで少数意見を展開した。「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国がその義務の安全性を確保するため必要な規制を行うことは当然である」。

・そして、すぐに思いうかぶのは、この三浦少数意見が 2014 年 5 月の福井地裁、樋口英明裁判長の大飯原発差止判決に通じていることである。底流に「人格権」が流れている。樋口判決は、「１はじめに」で「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において最高の価値を持つとされている以上、本訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」としている。

◆『3.11大津波の対策を邪魔した男たち』

・島崎邦彦 著、青志社、2023 年

◆『チェルノブイリ並み被ばくで多発する福島甲状腺がん
―線量過少評価で墓穴をほったUNSCEAR報告―』

・福島原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会（山田耕作ほか著）、耕文社、2023 年

◆『原発の老朽化はこのように』

・原発老朽化問題研究会（老朽原発 40 年廃炉訴訟ほか）、原子力資料情報室、2023 年

◆『武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別』

・藤田早苗 著、集英社新書、2022 年

◆『原発ゼロ社会への道――「無責任と不可視の構造」をこえて公正で開かれた社会へ』

・原子力市民委員会、2022 年

◆『私が原発を止めた理由』

・樋口 英明 著、旬報社、2021 年

◆『リニア新幹線と南海トラフ巨大地震―「超広域大震災」にどう備えるか』

・石橋 克彦 著、集英社新書、2021 年

◆『なぜ、「原発で若狭の振興」は失敗したのか 県民的対話のための提言』

・山崎隆俊 著、白馬社、2017 年

◆『国際原子力ロビーの犯罪：チェルノブイリから福島へ』

・コリン・コバヤシ 著、以文社、2013 年

京都脱原発 原告団 弁護団

〒 604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280　ヤサカ烏丸御所南ビル 4F
京都第一法律事務所 気付
Tel：075-211-4411　Fax：075-255-2507
Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com
（きょとだつげんぱつべんごだん）（「つ」は「tsu」、「ん」は「n」）

◆京都脱原発原告団（→ https://nonukes-kyoto.net/）
◆市民運動の紹介（→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=3255）
◆関西電力 闇歴史（→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=3307）